

全日本学生体操連盟 学生役員（幹事）派遣規程の変更について（案）

【変更内容】

- ①学生役員（幹事）派遣規程第3条について、現在の幹事校の選定方法を変更する。現在は、全日本学生体操競技選手権大会での順位および全日本学生新体操選手権大会への出場枠によって幹事校が選定されているが、新たな規程では、各支部から幹事校を推薦する制度に変更する。
- ②同規程第5条について、学生役員と準学生役員の区分けを新たな表記に変更する。

【変更理由】

- ①支部によっては派遣される人数が少なく、各支部開催の大会運営に支障が出ているため。また、支部によって1部校に該当する学校数に大きく偏りがあるため、全日本で統一した規約を作るのではなく、支部ごとに規約を定め、運営に必要な人数を確保する必要があるため。
- ②曖昧であった準学生役員の選定を各支部の裁量に委ねるため。

【新旧対照表】

新 学生役員（幹事）派遣規程	旧 学生役員（幹事）派遣規程
第1条～第2条 （略）	第1条～第2条 （略）
<p>第3条 幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、<u>各支部の規約に定め</u>、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</p> <p>（以下削除）</p>	<p>第3条 幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、以下に示す当該年度の競技会出場状況および結果等により、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</p> <p>(1) 体操競技は、全日本学生体操競技選手権大会に団体として出場した1部校および次年度の1部昇格校</p> <p>(2) 新体操は、全日本学生新体操選手権大会の団体競技、個人競技の両方に出場した大学</p> <p>(3) その他、必要に応じて本連盟より推薦された大学</p>
<p>第5条 派遣された幹事で、支部または本連盟の<u>運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする</u>。学生役員および準学生役員の選定は、<u>各支部および</u>常任幹事会で行う。</p> <p>学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。</p> <p>準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。（以下削除）</p>	<p>第5条 派遣された幹事で、支部または本連盟所在地に日常的に通うことが可能な学生を学生役員とし、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。学生役員および準学生役員の選定は、常任幹事会で行う。</p> <p>学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。</p> <p>準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。<u>準学生役員が、各支部主催事業ならびに本連盟主催事業に協力できない場合、事業の最低2ヶ月前までに各支部または本連盟に理由書を提出する。</u></p>
第6条 （略）	第6条 （略）
本規程は、平成31年3月4日より施行する。	（新規）

その他 諸規則変更について

- ・日本体操協会の事務局引っ越しに伴い、2019年6月24日より住所が変更となる。

【新旧対照表】

第1章 名称及び事務所

新 諸規則	旧 諸規則
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 本連盟は、事務所を東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 公益財団法人日本体操協会内に置く。	第2条 本連盟は、事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号 岸記念体育会館 公益財団法人日本体操協会内に置く。

個人情報保護方針

新 諸規則	旧 諸規則
【基本方針】 (略)	【基本方針】 (略)
【個人情報保護への取り組み】 (略)	【個人情報保護への取り組み】 (略)
【個人情報の取り扱い問い合わせ】 個人情報の取り扱いに関するご意見・問い合わせ等につきましては、下記までご連絡下さい。適切かつ迅速に対応いたします。 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 (公財) 日本体操協会気付 全日本学生体操連盟 FAX: 未定 Email: gymgakurenn@yahoo.co.jp	【個人情報の取り扱い問い合わせ】 個人情報の取り扱いに関するご意見・問い合わせ等につきましては、下記までご連絡下さい。適切かつ迅速に対応いたします。 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 (公財) 日本体操協会気付 全日本学生体操連盟 FAX: 03-3481-2344 Email: gymgakurenn@yahoo.co.jp

- ・支部還元金・援助金について

【新旧対照表】

支部規程

新 諸規則	旧 諸規則
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)
第10条 支部の経費は、以下の収入をもってあてる。 1. 支部還元金 (本連盟加盟料に収められる1名につき2,000円の支部還元金) 2. 支部事業によって生ずる収入 3. 寄付金 4. その他の収入	第10条 支部の経費は、以下の収入をもってあてる。 1. 支部還元金 (本連盟加盟料に収められる1名につき1,000円の支部還元金) 2. 支部援助金 (本連盟より、当該年度の各支部の事業での支出額の1割を援助) 3. 支部事業によって生ずる収入 4. 寄付金 5. その他の収入
第11条～第12条 (略)	第11条～第12条 (略)

加盟規程

新 諸規則	旧 諸規則
第1条～第11条 (略)	第1条～第11条 (略)
第12条 加盟に関する納入金は次のとおりとする。加盟大学としての納入金は体操競技、新体操、それぞれ男女別に納入する。 (1) 毎年度の維持費 加盟人数 選手4名以下の場合 10,000円 選手5名以上の場合 20,000円 (2) 新加盟金 10,000円 (3) 選手の加盟費 1名につき5,000円 (内訳: 全日本学連3,000円、支部還元金2,000円) (4) 指導者の加盟費 1名につき3,000円 (内訳: 全日本学連1,000円、支部還元金2,000円)	第12条 加盟に関する納入金は次のとおりとする。加盟大学としての納入金は体操競技、新体操、それぞれ男女別に納入する。 (1) 毎年度の維持費 加盟人数 選手4名以下の場合 10,000円 選手5名以上の場合 20,000円 (2) 新加盟金 10,000円 (3) 選手の加盟費 1名につき4,000円 (内訳: 全日本学連3,000円、支部還元金1,000円) (4) 指導者の加盟費 1名につき2,000円 (内訳: 全日本学連1,000円、支部還元金1,000円)